

有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）のタクソノミ運用延長業務の調達仕様書についての御質問に対する回答

通 番	仕様書の 該当箇所		意見内容	回答
	頁	章		
1	P.8	3.2 XBRL データ分析業務	受託者は、XBRL データ分析業務について、EDINET 上に技術的に抽出困難なデータが提出されていた場合、その理由を明らかにする必要があるか。	技術的に抽出が不可能又は困難なデータが提出されていた場合、受託者は、その理由を明らかにして PJMO に報告する必要があります。その報告を受けた PJMO は、データ抽出の対象外とするか判断をします。
2	P.9	3.3.1 ヘルプデスク業務	次世代 EDINET 開発事業者が、現行 EDINET に提出された XBRL データに関する質問を行う場合、当該質問について PJMO を経由してヘルプデスクに問い合わせが行われるとの理解でよいか。	御理解のとおりです。
3	P.9	3.3.1 ヘルプデスク業務	<p>・ヘルプデスク業務にて受託者が対応すべき質問の中には、次の三種類の質問が含まれる可能性があるとの理解でよいか。</p> <p>① 現行 EDINET で採用している XBRL 仕様の内容（例えば、特定の FRTA 項目が対象外となっている技術的背景）</p> <p>② 会計と技術の中間に位置づけられる質問（例えば、勘定科目リストの表示内容に関する質問）</p> <p>③ XBRL データの作成が困難な開示書類等提出者への支援（例えば、SPEC エラー（XBRL の技術仕様に関するエラー）に対する調査回答）</p> <p>・問合せの対象範囲には、EDINET タクソノミや IFRS タクソノミそのものだけでなく、EDINET が採用している XBRL 仕様についても含まれるとの理解でよいか。</p>	御理解のとおりです。 ただし、質問の内容が、開示書類等提出又は開示情報利用という目的を逸脱するものである場合は、質問への回答が必須とは考えられません。

通 番	仕様書の 該当箇所		意見内容	回答
	頁	章		
4	P. 19	6. 1. 2 ヘルプデスク の設置場所	<p>ヘルプデスク設置場所のみの記載となっているが、作業場所も必要との理解でよいか。</p> <p>その場合、受託期間の開始日（平成 25 年 4 月 1 日）までに要件を満たした作業場所を準備することを保証する必要があるとの理解でよいか。</p> <p>また、ヘルプデスク設置場所は、入退室管理が必要と記載あるが、関係者外の入室は禁止されるべきとの理解でよいか。</p>	御理解のとおりです。
5	P. 24	7. 2. 2 組織要件	<p>「ISO9001」又は「ISO20000」の認証を、本業務を遂行する組織（会社全体又は所属部門）が受けていることとの記載があるが、評価基準書には「ISO9001」のみ記載されている。「ISO9001」又は「ISO20000」と記載すべきではないか。</p>	御指摘を踏まえ修正します。
6	P. 25	7. 2. 3 要員に係る要件	<p>受託者がヘルプデスク業務で対応すべき質問の中には、次のような会計的な知識が必要なものが含まれるとの理解でよいか。</p> <p>① 法令等改正のうち、フレームワークに影響を与える事項への回答（例えば、別記事業が変更となる場合の影響について回答）</p> <p>② 前年度までに行われた改訂内容に関する質問への回答（例えば退職給付に関する変更内容について回答）</p> <p>上の理解によると、「7. 2. 3 要員に係る要件」の⑤イ）及びウ）に記載されている「EDINET タクソノミについて十分な知識を有している者」及び「IFRS タクソノミについて十分な知識を有している者」は、会計面についても質問対応可能な十分な知識が必要であるとの理解でよいか。</p>	<p>①については、本委託業務の範囲外です（本委託業務には、法令等改正に対応するための EDINET タクソノミの改訂がないため。）。</p> <p>②については、本委託業務の範囲内ですが、会計的観点からの回答案は PJMO が作成します。</p> <p>したがって、「EDINET タクソノミについて十分な知識を有している者」及び「IFRS タクソノミについて十分な知識を有している者」が必要とする会計知識は、これらの要件の前提として必要なレベルの会計知識です。</p>